

第3期

伊勢崎市耐震改修促進計画
(2021-2025)

令和3年4月1日

伊 勢 崎 市

目 次

第1章 はじめに	1
1. 目的・背景	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 対象とする建築物	5
第2章 住宅・建築物の耐震化を取り巻く状況	7
1. 近年の大地震による被害の状況	7
2. 地震被害想定	11
第3章 耐震化の現状	13
1. 住宅の耐震化の現状	13
2. 建築物の耐震化の現状	14
3. 市有建築物の耐震化の現状	16
第4章 耐震化の目標	18
1. 耐震化の目標設定	18
2. 取り組みの基本方針	20
第5章 耐震化を促進するための施策	24
1. 耐震化の促進に係る基本的な方針	24
2. 耐震化を促進するための支援策	25
3. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	27
4. 総合的な安全対策	30
5. 市有建築物の耐震化促進	31
6. 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化促進	32
7. 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための体制づくり	35
8. 特定既存耐震不適格建築物等の所有者に対する指導等の実施	37
第6章 その他耐震改修等を促進するための事項	39
1. 新築建築物の耐震化の徹底	39
2. 定期報告制度との連携	39

参考資料

1. 目的・背景

本計画は誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために建築物の地震に対する安全性を計画的に向上させることを目的としています。

平成7年1月に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）以降、日本各地で大きな地震が頻発しており、今後もその発生が危惧されています。

国においては、建築物の耐震化について平成17年3月の中央防災会議¹⁾において「地震防災戦略」を決定し、“社会全体の国家的な緊急課題”として東海地震及び東南海・南海地震の死者数や経済被害を半減させるため、10年後に死者数及び経済的被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅及び建築物の耐震化率を現状の75%から90%にすることを目標に掲げました。これを受けて「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号、以下「法」という。）が平成17年11月に改正され、翌年1月には「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第184号、以下「国の基本方針」という。）が策定されました。

群馬県においては、耐震改修促進法で耐震改修促進計画の策定が義務づけられ、平成19年1月に「群馬県耐震改修促進計画」を策定しました。

本市においては、耐震改修促進法及び国の基本方針に基づき、群馬県耐震改修促進計画、伊勢崎市総合計画及び伊勢崎市地域防災計画との整合を図り、計画期間を平成27年度までとした「伊勢崎市耐震改修促進計画」を平成20年3月に策定しました。引き続き耐震化促進を図るため平成28年には、平成32年度までとした「第2期伊勢崎市耐震改修促進計画」を策定しました。

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では津波による被害が注目されましたが、最大震度7の揺れを観測し、広範囲にわたり地震の揺れによる建築物被害が発生しました。国の想定によると、首都直下地震や南海トラフ巨大地震のような大規模な地震が発生した場合に、東日本大震災を超える甚大な人的・経済的被害が発生することがほぼ確実視されています。

近年では、平成28年4月の熊本地震、平成30年6月の大阪府北部地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震など各地で地震の被害が発生しており、地震対策の緊急性がより高まっています。

本市においても、従来の計画の計画期間が平成32年度（令和2年度）までであり、令和3年度以降も引き続き住宅・建築物の耐震化促進の施策に取り組んでいくため、「第2期伊勢崎市耐震改修促進計画（平成28年3月策定、平成30年3月追加記載）」を改定し、「第3期伊勢崎市耐震改修促進計画（2021-2025）」を策定しました。

1) **中央防災会議**：内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災に関する計画の作成やその実施の推進、重要事項の審議などを行っています。

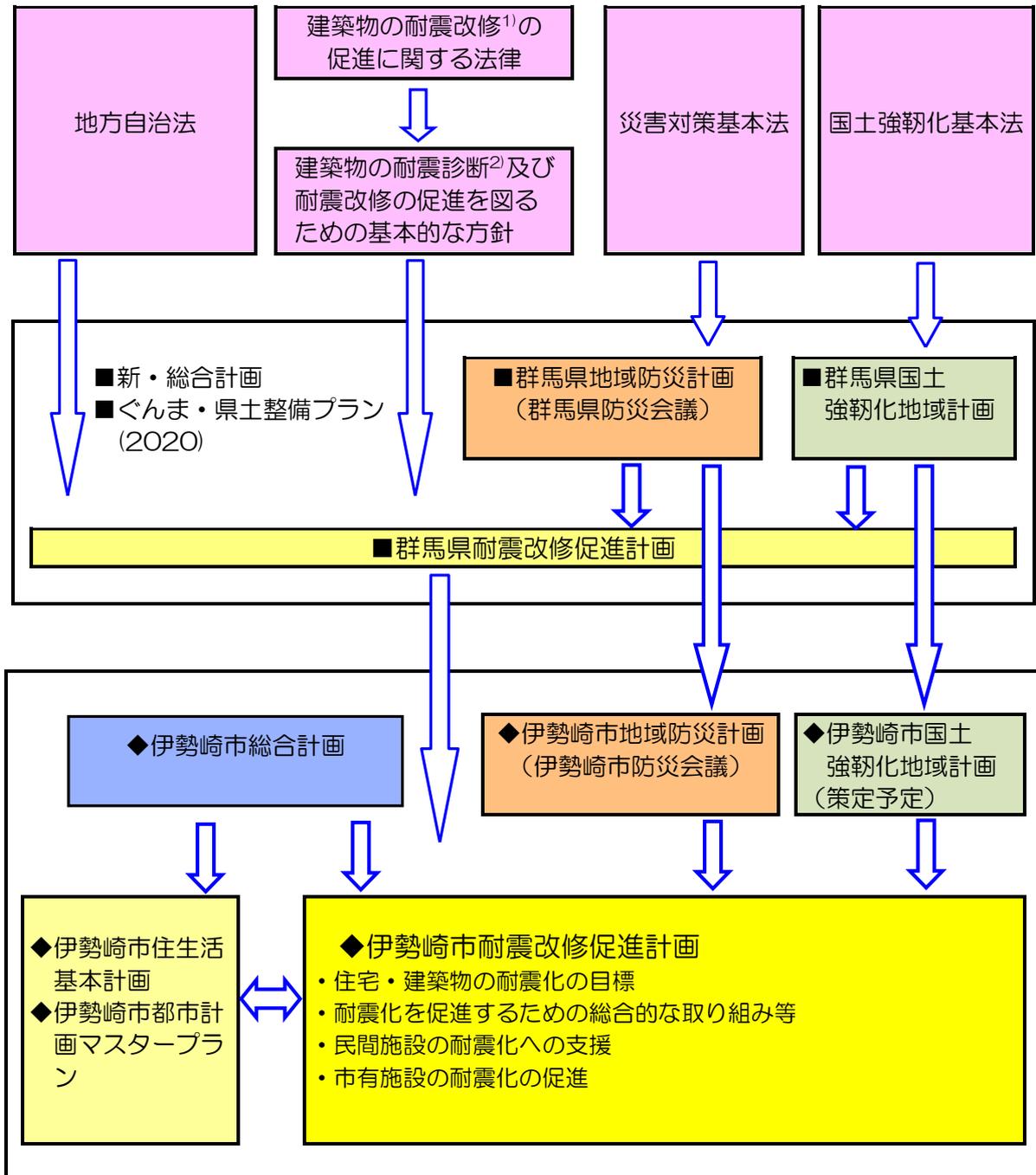
■近年の大地震と法改正の流れ

近年被害をもたらした地震	法改正等の動き
H 7. 1.17 阪神・淡路大震災	H 7.12.25 耐震改修促進法の施行
H16.10.23 新潟県中越地震	
H17. 3.20 福岡県西方沖地震	
	H17.12.25
	中央防災会議「地震防災戦略」決定
	・10年間で東海地震等の死者数及び経済被害を半減
	・住宅の耐震化率を現状の75%から90%へ
	H17. 6.10
	住宅・特定建築物等の地震防災推進会議による提言
	・住宅・特定建築物等の耐震化率を現状の75%から90%へ
	・耐震改修促進法等の制度の充実、強化
H17. 7.23 千葉県北西部地震	
H17. 8.16 宮城県沖地震	
	H17.11.07 改正耐震改修促進法の公布 (H18. 1.26 施行)
	H18.01.25 国の基本方針 (第184号) の告示
	H19.01.25 群馬県耐震改修促進計画の策定
H19. 3.25 能登半島沖地震	
H19. 7.16 新潟県中越沖地震	
	H20.03 伊勢崎市耐震改修促進計画の策定
H20. 6.14 岩手・宮城内陸沖地震	
H23. 3.11 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	
	H25.05.29 改正耐震改修促進法の公布 (H25.11.25 施行)
	H25.10.29 国の基本方針 (第1055号) の告示
	H25.12.11 国土強靱化基本法の施行
	H27.03.31 首都直下地震緊急対策推進基本計画の策定
	H27.06.16 国土強靱化アクションプラン2015の策定
	住宅・特定建築物等の耐震化率の目標
	を、平成32年までに95%へ
H28. 4.14 熊本地震	
	H29. 3.28 群馬県国土強靱化地域計画の策定
H30. 6.18 大阪府北部地震	H30. 6. 5 国土強靱化アクションプラン2018の策定
	H30.11.30 改正耐震改修促進法施行令の公布 (H31. 1. 1 施行)
H30. 9. 6 北海道胆振東部地震	
	H30.12.21 国の基本方針 (第1381号) の告示
	R2.12 ぐんま・県土整備プラン (2020) の策定

2. 計画の位置づけ

本計画は、法第6条に基づき策定するもので、国の基本方針及び群馬県耐震改修促進計画を勘案し、市内で想定される地震の規模、被害状況及び市内の耐震化の現状を踏まえて具体的な目標を定め、耐震化の促進に取り組む基本的な施策を定めます。

また、伊勢崎市地域防災計画、伊勢崎市総合計画等との整合を図ります。



- 1) 耐震改修：地震に対する安全性の向上を目的として、建物の増築・改築、もしくは模様替え、または建物敷地の整備をすること
- 2) 耐震診断：既存の建築物の地震に対する安全性を評価すること

3. 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。

なお、定期的に事業進捗等の検証を行い、社会情勢や技術革新による状況の変化を勘案し、必要に応じて計画内容を見直すこととします。



4. 対象とする建築物

市民は、自ら所有または管理する建築物について、地震に対する安全性を確保するよう努力する必要があります。

本計画では、全ての既存耐震不適格建築物の耐震化を促進することとし、その中でも、とりわけ次表に掲げる住宅及び建築物を中心に耐震化の促進を図ります。

■耐震改修促進計画の対象建築物

種 類		内 容	備 考
住 宅		○市民の生命・財産等を守るとともに、被災地域の減災という視点からも重要な住宅の耐震化を促進します。	戸建て住宅、共同住宅（長屋住宅含む）
特定既存耐震不適格建築物 ¹⁾		○一定規模以上の施設の耐震化を促進します。 (1) 多数の者が利用する建築物 (2) 被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 (3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物
耐震診断義務付け対象建築物 ²⁾		○公共公益性が高いことや倒壊時に大きな被害が想定されることなどから、特に耐震化を積極的に推進していきます。	
要緊急安全確認大規模建築物		・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの	耐震改修促進法附則第3条に定める要緊急安全確認大規模建築物
要安全計画記載建築物	沿道建築物	・県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物	耐震改修促進法第7条に定める要安全確認計画記載建築物
	防災拠点	・県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	
公共建築物		○公共建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多くの市民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進していきます。	市有建築物

- 1) 特定既存耐震不適格建築物 : 次ページの特定既存耐震不適格建築物一覧表に定められた用途及び規模（既存耐震不適格建築物の要件欄）を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物。
- 2) 耐震診断義務付け対象建築物 : 次ページの表に定められた要件（耐震診断義務付け対象建築物の要件欄）を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物であって、昭和56年5月31日以前に建築に着手したもの（旧耐震基準建築物）。

○ 特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第14条)	指示 ^{※1} 対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 (法15条)	耐震診断義務付け対象建築物 ^{※2} の要件 (法附則第3条・法7条)		
多数の者が利用する建築物 (法第14条1号)	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場尾面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上※屋内運動場尾面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場尾面積を含む。	
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上			
	体育館 (一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上		
	ボリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
	病院、診療所					
	劇場、観覧場、映画館、演芸場					
	集会場、公会堂					
	展示場					
	卸売市場					
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	ホテル、旅館					
	賃貸住宅 (共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿					
	事務所					
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上		
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの					
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上		
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
	遊技場					
	公衆浴場					
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの					
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗						
工場 (危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く)						
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ2,000㎡以上				階数3以上かつ5,000㎡以上	
自動車庫庫車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物						
被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 (法第14条第2号)	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物				階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上かつ敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 (法第14条第3号)	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物 (建築物に付属するブロック塀等を含む)	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物 (建築物に付属するブロック塀等を含む)			
防災拠点である建築物			耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物			

要緊急安全確認大規模建築物 (法附則第3条)

要安全確認計画記載建築物 (法第7条)

※1 耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示 ※2 義務付け対象は旧耐震基準建築物

第2章

住宅・建築物の耐震化を取り巻く状況

1. 近年の大地震による被害の状況

(1) 地震による人的・物的被害

関東地震（大正12年9月）から90年余りが経過し、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震などの大地震の切迫性が指摘されています。近年では新潟県中越地震（平成16年10月、最大震度7）、福岡県西方沖地震（平成17年3月、最大震度6弱）、能登半島沖地震（平成19年3月、最大震度6強）、新潟県中越沖地震（平成19年7月、最大震度6強）、東北地方太平洋沖地震（平成23年3月、最大震度7）、熊本地震（平成28年4月、最大震度7）、大阪府北部地震（平成30年、最大震度6弱）など、人的・物的被害を伴う地震が頻発しており、いどこで大震災が起きてもおかしくない状況にあります。

阪神・淡路大震災（平成7年1月、最大震度7）では、10万棟を超える家屋が全壊し、多くの死者が発生しました。地震発生直後の死者数は5,502人（平成7年4月24日現在、警察庁調べ）で、そのうち約9割（4,831人）は住宅の下敷きなどにより命を奪われたことがわかっています。さらに、倒壊した建築物等は、出火及び延焼拡大の要因となり、避難や救援・消火の妨げとなるなど、被害の拡大をまねきました。

熊本地震（平成28年4月、最大震度7）では、熊本県を中心に数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらしました。一般社団法人日本建築学会が、熊本県上益城郡益城町中心部において実施した¹⁾悉皆調査によれば、新耐震基準導入以降に比べて、それ以前（旧耐震基準）の木造住宅の被害率が顕著に大きかったとしています。

大阪府北部地震（平成30年6月、最大震度6弱）では、地震による死者は6名で、うち2名がブロック塀の崩落によるものでした。

■阪神・淡路大震災の人的、建物被害

被害状況	被災数
死者	6,434人
行方不明者	3人
負傷者	43,792人
家屋全壊	104,906棟
家屋半壊	144,274棟
焼損	7,574棟

（平成18年5月19日総務省消防庁発表）

■阪神・淡路大震災における死因

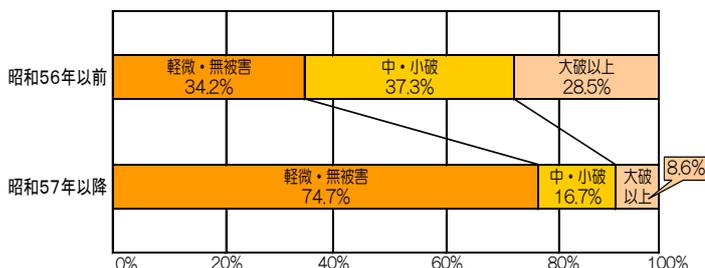
死因	死者数
家屋・家具等の倒壊による圧死と思われるもの	4,831人 (87.8%)
焼死（火傷）及びその疑いがあるもの	550人 (10.0%)
その他	121人 (2.2%)
合計	5,502人 (100%)

（平成7年警察白書）

1) 悉皆調査：調査対象のうち余すことなく、すべての調査をすることの意味です。

昭和 53 年に発生した宮城県沖地震の建物被害状況を契機として、昭和 56 年 6 月に耐震基準¹⁾が抜本的に見直されました。阪神・淡路大震災では、昭和 56 年以前の建築物で「軽微・無被害」が全体の約 35%程度であるのに対し、昭和 57 年以降の建築物では約 75%と、被害が大幅に減少しています。

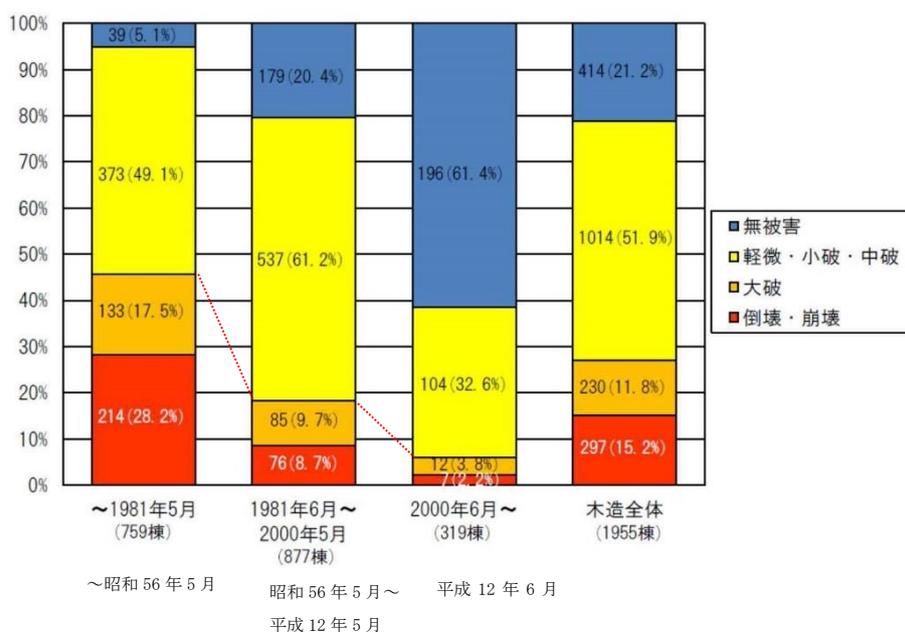
■ 阪神・淡路大震災での建築物被害の状況
(国土交通省ホームページより作成)



熊本地震

平成 28 年に発生した熊本地震では、「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（平成 28 年 9 月）」によると、「必要壁量が強化された新耐震基準は、旧耐震基準と比較して、熊本地震に対する倒壊・崩壊の防止に有効であったと認められ、旧耐震基準の木造建築物については、耐震化の一層の促進を図ることが必要である。」としており、これまでの地震被害からの教訓と同様に、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、早急に耐震性の向上を図る必要があります。加えて、柱と梁等の接合部の接合方法が不十分であったことから、接合部の仕様等が明確化された新耐震基準の住宅にも一定の被害が確認されています。

■ 熊本地震での建築物被害の状況



(学会悉皆調査結果による木造の建築時期別の被害状況)

(資料：熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書(平成 28 年 9 月)による)

1) 耐震基準：昭和 53 年の宮城県沖地震の後、昭和 56 年 6 月に建築基準法（耐震基準の抜本的な見直し）が施行されました。これを境に昭和 56 年 6 月以降の基準を「新耐震基準」と表現されています。

大阪府北部地震

平成 30 年に発生した大阪府北部地震においては、地震による被害でブロック塀の崩落が起きました。ブロック塀の倒壊事故を受け、文部科学省は学校におけるブロック塀の安全点検等について取組を促す通知を全国の教育委員会等に発出しました。また、国土交通省は、「ブロック塀の安全点検のチェックポイント」を公表し、地方公共団体に対し、塀の所有者等に向けた注意喚起の依頼等を行いました。

■ ブロック塀等の点検のチェックポイント

ブロック塀等の点検のチェックポイント

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかき掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

国土交通省のホームページより作成

(2) 群馬県に被害を及ぼした主な地震

近年、県内で発生した地震被害で最も大きいものが昭和6年に発生した「西埼玉地震」です。この地震は、埼玉県荒川上流域を震源とする地震であり、地震の規模はマグニチュード6.9でしたが、震源からの距離が近いことため県内のほとんどの市町村が強震（震度5）域に含まれ、多数の被害が発生しました。

平成16年10月の新潟県中越地震では、県内の最大震度は5弱で、伊勢崎市内は、震度3で一部の家屋などに被害が発生しました。

また、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、県内の最大震度6弱、伊勢崎市では5弱でした。県内において家屋の全壊は発生しなかったものの、死者1名が発生したほか、半壊及び多くの一部損壊が発生しました。

■ 県内の地震被害の一覧

発生年月日	地震名（震源）	M	震 度	被害状況
1916. 2. 22 (大正 5 年) (浅間山麓)	6. 2	家屋全壊 7 戸 半壊 3 戸 一部損壊 109 戸
1923. 9. 1 (大正 12 年)	関東地震 (小田原付近)	7. 9	前橋 4	負傷者 9 人 家屋全壊 49 戸 半壊 8 戸
1931. 9. 21 (昭和 6 年)	西埼玉地震 (埼玉県仙元山付近)	6. 9	高崎・渋川・五料 6 前橋 5	死者 5 人 負傷者 55 人 家屋全壊 166 戸 半壊 1, 769 戸
1964. 6. 16 (昭和 39 年)	新潟地震 (新潟県沖)	7. 5	前橋 4	負傷者 1 人
1996. 12. 21 (平成 8 年)	茨城県南西部地震 (茨城県南部)	5. 5	板倉 5 弱 沼田・片品・桐生 4	家屋一部損壊 46 戸
2004. 10. 23 (平成 16 年)	新潟県中越地震 (新潟県中部)	6. 8	高崎・北橋・片品 沼田・白沢・昭和 5 弱 伊勢崎 3	負傷者 6 人 家屋一部損壊 1, 055 戸
2007. 7. 16 (平成 19 年)	新潟県中越沖地震 (新潟県中部)	6. 8	沼田・渋川 4 伊勢崎・前橋・高崎 3	人的被害なし
2011. 3. 11 (平成 23 年)	東北地方太平洋沖 地震（東日本大震 災）	9. 0	桐生 6 弱 沼田・前橋・高崎・渋 川・明和・千代田・大 泉・邑楽 5 強 伊勢崎・中之条・太 田・館林・安中・吉岡・ 板倉・みどり 5 弱	死者 1 人 負傷者 41 人 家屋半壊 7 戸 一部損壊 17, 246 戸
2018. 6. 17 (平成 30 年)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4. 6	渋川 5 弱 伊勢崎・前橋・桐生・ 沼田・吉岡・東吾妻 4	住宅一部破損 4 棟

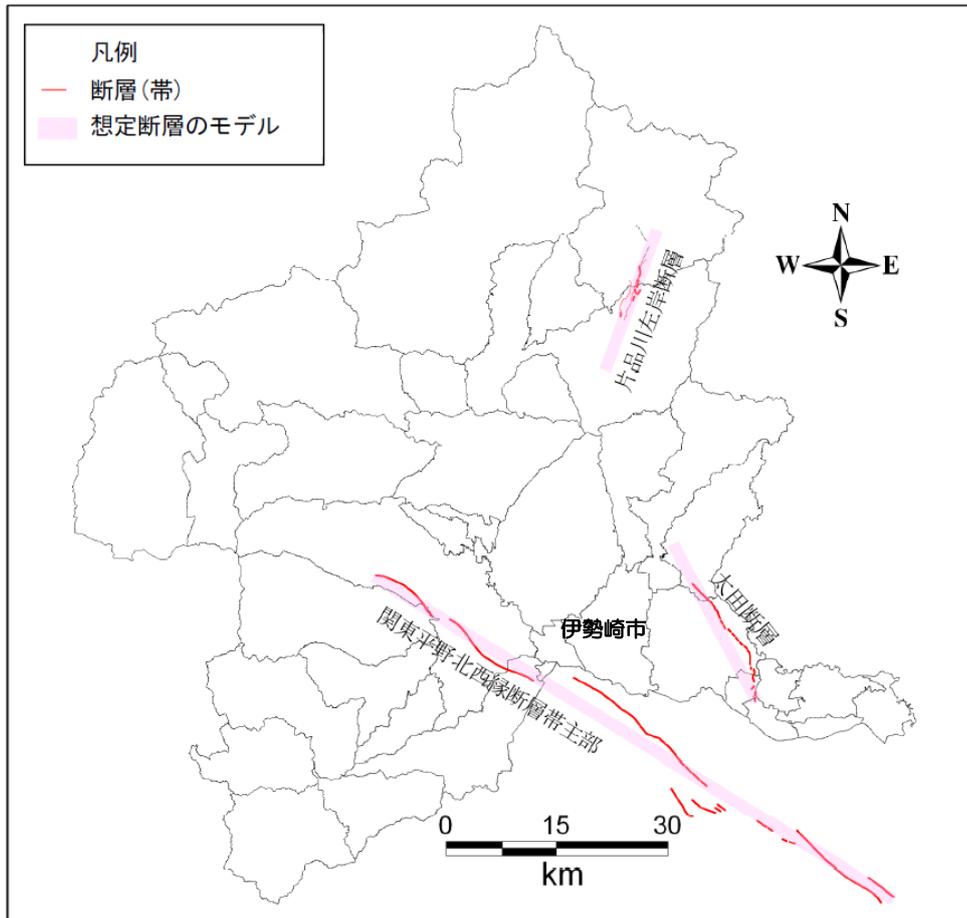
2. 地震被害想定

群馬県は、平成23年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を教訓として、防災対策の強化・充実に役立てるため、平成24年6月に地震被害想定調査を公表しました。

この調査では、関東平野北西縁断層帯主部による地震、太田断層による地震、片品川左岸断層による地震の3つの地震被害想定が行われました。

想定地震断層の位置と断層パラメータを以下に示します。

■ 想定地震断層の位置（群馬県地震被害想定調査報告書より抜粋）



■ 想定地震断層の断層パラメータ一覧（群馬県地震被害想定調査報告書より抜粋）

想定地震断層	上端深さ (km)	長さ (km)	走向 (度)	傾斜 (度)	幅 (km)	ずれの 向き	規模 (M)
関東平野北西縁 断層帯主部	5	82	121	60 南西傾斜	20	南西側隆起 逆断層	8.1
太田断層	2	24	154.8	45 南西傾斜	18	西側隆起 逆断層	7.1
片品川左岸断層	2	20	16.8	45 東傾斜	18	東側隆起 逆断層	7.0

本市では「関東平野北西縁断層帯主部を震源とする地震」と「太田断層を震源とする地震」において最大震度 6 強が予測されています。建物被害及び死傷者数は「関東平野北西縁断層帯主部を震源とする地震」の方が若干大きくなりますが、延焼の程度及び避難者数は「太田断層を震源とする地震」の方が大きくなるなど、互いに拮抗した予測結果となります。

■地震被害想定概要（伊勢崎市地域防災計画より抜粋）

被害想定項目		関東平野北西縁断層帯主部			太田断層		
		冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時	冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時
建物被害 (棟)	全 壊	4,638			4,773		
	半 壊	15,098			14,011		
	合 計	19,736			18,784		
火災による焼失(棟)		5	14	911	10	119	1,174
死 者 (人)	揺れ等*1	255	218	216	248	236	224
	火 災	0	0	2	0	0	2
	小 計	255	218	218	248	236	226
負傷者 (棟)	揺れ等*1	2,742	2,125	2,181	2,267	1,802	1,840
	火 災	1	2	31	1	4	46
	小 計	2,743	2,127	2,212	2,268	1,806	1,886
死傷者数合計(人)		2,998	2,345	2,430	2,516	2,042	2,112
避難者数 (人)*2	1 日後			72,940			76,158
	1 月後			28,719			27,147

*1：揺れによる建物全壊または半壊、屋内収容物の転倒、ブロック塀等の転倒、土砂災害による

*2：火災による影響が大きい冬 18 時のみ予測

第3章 耐震化の現状

1. 住宅の耐震化の現状

住宅は、市内に約9万5千戸あります。昭和57年以降の新耐震基準の住宅に昭和56年以前の住宅で耐震性を満たしていると推測される住宅を加えると、耐震化率は88.3%になりますが、11.7%の住宅は耐震性が確保されていない状況です。

■住宅の耐震化の現状：戸数と耐震化率

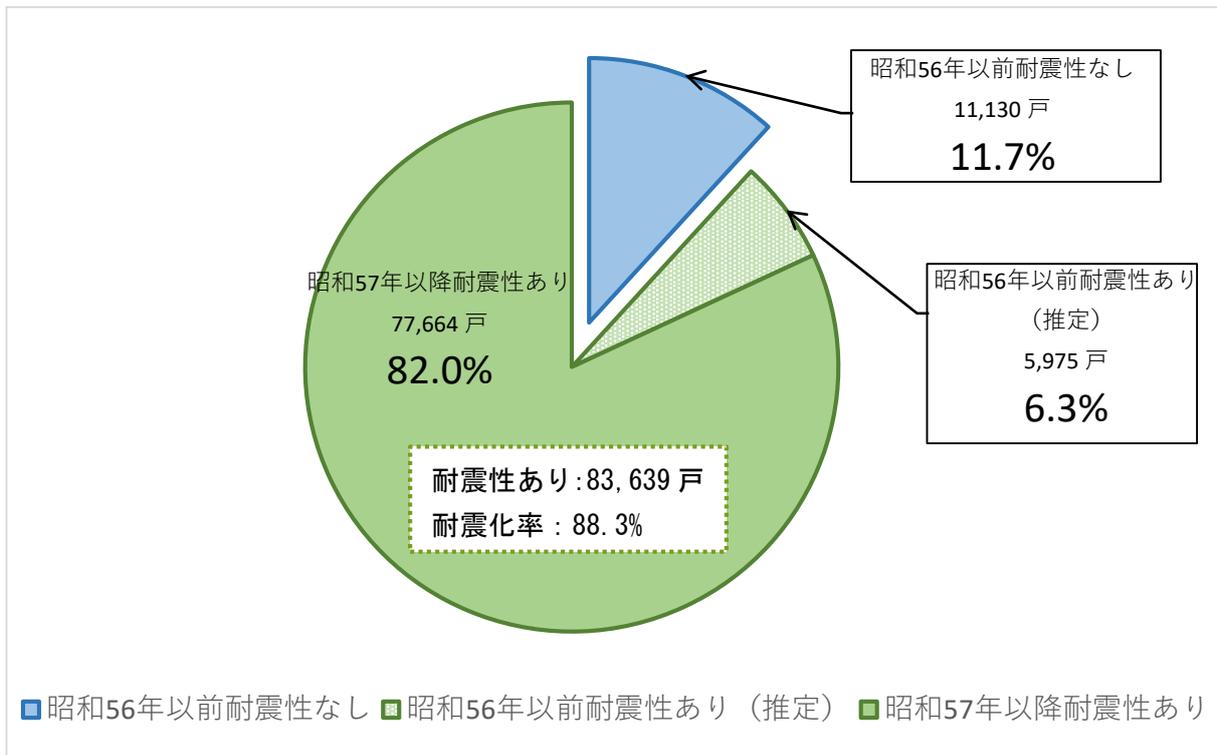
(単位：戸)

分類	総戸数 a=b+e	昭和56年以前		昭和57年以降 e	耐震性あり f=d+e	耐震化率 g=f/a
		耐震性なし c	耐震性あり d			
住宅	94,769	17,105	11,130	77,664	83,639	88.3%

※固定資産税台帳データ（令和2年1月1日現在）に基づき、住宅用途について集計した値です。

※昭和56年5月以前の住宅のうち「耐震性あり」の戸数は、全国値を適用して算出しました。

■住宅の耐震化の現状：「耐震性なし」と「耐震性あり」の割合



2. 建築物の耐震化の現状

(1) 多数の者が利用する建築物（促進法第14条第1号）

多数の者が利用する建築物は、民間建築物 204 棟と市有建築物 137 棟で市内に 341 棟あります。昭和 57 年以降の新耐震基準の建築物に、昭和 56 年以前の建築物で耐震性のあるもの、及び耐震改修による耐震性が確保されたものを加えると、耐震化率は 93.0% となりますが、7.0% に相当する 24 棟の建築物で耐震化が図られていない状況です。

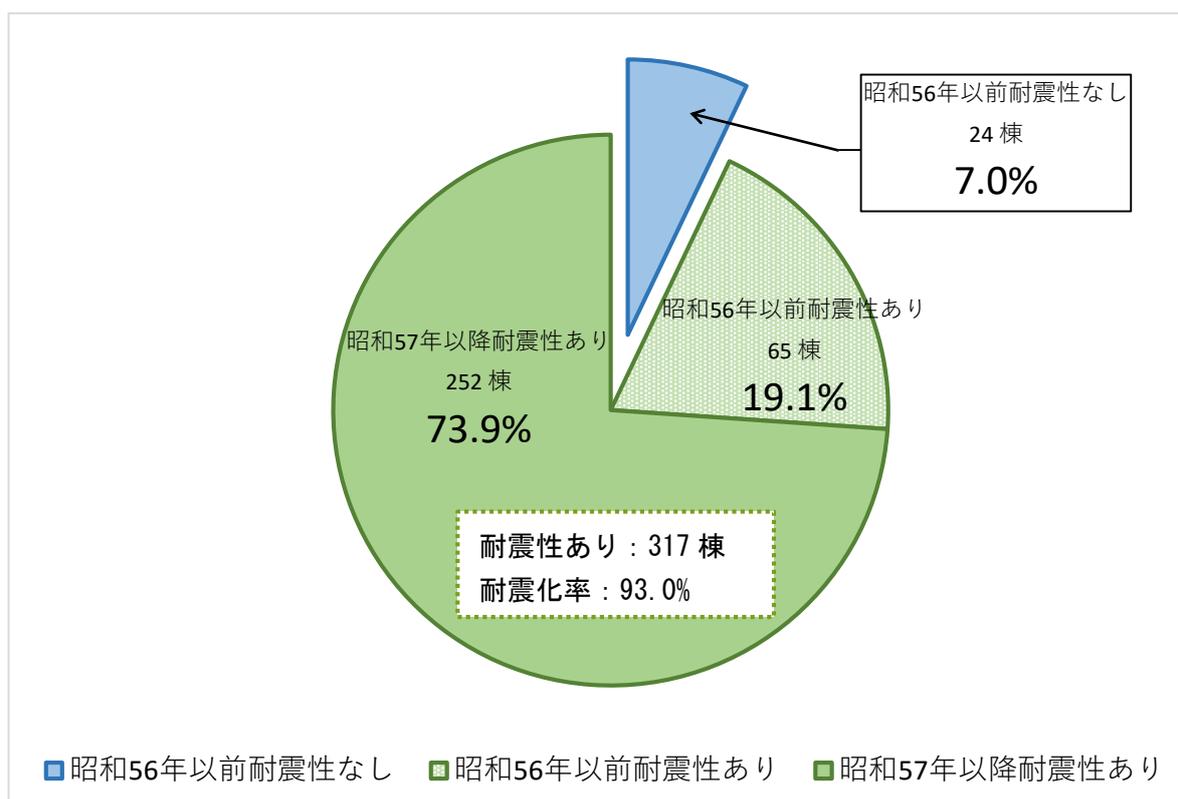
■多数の者が利用する建築物の耐震化の現状：棟数と耐震化率

(単位：棟)

分類	総棟数 a=b+e	昭和56年以前 b=c+d	昭和56年以前		昭和57年以降 e	耐震性あり f=d+e	耐震化率 g=f/a
			耐震性なし c	耐震性あり d			
民間	204	24	18	6	180	186	91.2%
市有	137	65	6	59	72	131	95.6%
合計	341	89	24	65	252	317	93.0%

※民間及び市有の建築物データは、令和2年3月31日現在に基づき、集計した値です。

■多数の者が利用する建築物の耐震化の現状：「耐震性なし」と「耐震性あり」の割合



(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物（促進法第14条第2号）

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物は、市内に24棟あります。昭和57年以降の新耐震基準の建築物に、昭和56年以前の建築物で耐震性のあるもの、及び耐震改修による耐震性が確保されたものを加えると、耐震化率は66.7%となり、今後、耐震化を促進していく必要があります。

(3) 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物は、民間建築物2棟と市有建築物20棟で市内に22棟あります。昭和57年以降の新耐震基準の建築物に、昭和56年以前の建築物で耐震性のあるもの、及び耐震改修による耐震性が確保されたものを加えると、耐震化率は90.9%となりますが、9.1%に相当する2棟の建築物で耐震化が図られていない状況です。

3. 市有建築物の耐震化の現状

(1) 多数の者が利用する市有建築物

多数の者が利用する市有建築物は137棟あります。昭和56年以前の建築物のうち、耐震診断により耐震性が確認されたもの、または耐震改修されたものは59棟です。これらに昭和57年以降の建築物72棟を加えた131棟が「耐震性あり」の建築物となり、耐震化率は95.6%となりますが、4.4%に相当する6棟の耐震化が図られていない状況です。

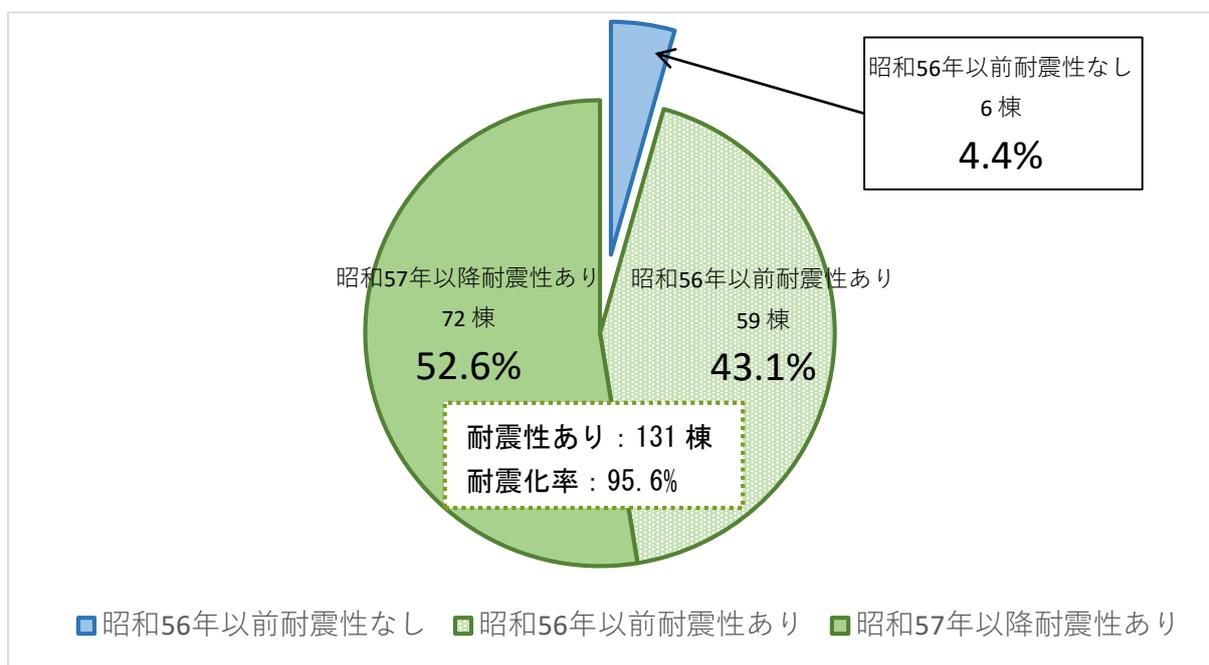
■多数の者が利用する市有建築物の耐震化の現状：棟数と耐震化率 (単位：棟)

分類	総棟数 a=b+e	昭和56年以前 b=c+d	昭和56年以前		昭和57年以降 e	耐震性あり f=d+e	耐震化率 g=f/a
			耐震性なし c	耐震性あり※ d			
災害対策	4	3	1	2	1	3	75.0%
救護対策	2	0	0	0	2	2	100.0%
避難対策	50	27	2	25	23	48	96.0%
ライフライン	1	0	0	0	1	1	100.0%
要配慮者	4	2	1	1	2	3	75.0%
集客施設	7	6	0	6	1	7	100.0%
長期滞在	67	25	1	24	42	66	98.5%
その他	2	2	1	1	0	1	50.0%
合計	137	65	6	59	72	131	95.6%

※昭和56年以前の建築物であるが、耐震性ありと診断または耐震改修された建築物のこと

※市有の建築物データは、令和2年3月31日現在に基づき、集計した値です。

■多数の者が利用する市有建築物の耐震化の現状：「耐震性なし」と「耐震性あり」の割合



(2) 市有建築物全体

市有建築物は全体で1,334棟あります。市有建築物の耐震化率は83.2%となりますが、16.8%に相当する224棟で耐震化が図られていない状況です。

■市有建築物全体の耐震化の現状：棟数と耐震化率

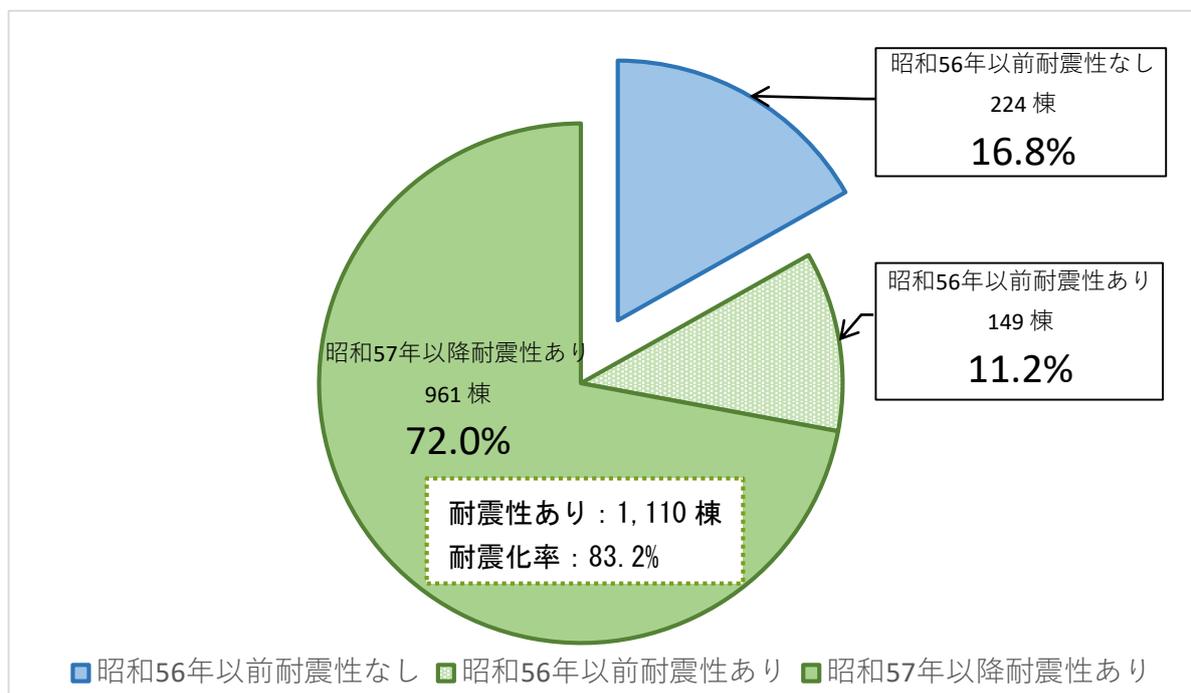
(単位：棟)

分類	総棟数 a=b+e	昭和56年以前 b=c+d	昭和56年以前		昭和57年以降 e	耐震性あり f=d+e	耐震化率 g=f/a
			耐震性なし c	耐震性あり※ d			
災害対策	5	4	1	3	1	4	80.0%
救護対策	58	12	11	1	46	47	81.0%
避難対策	166	72	3	69	94	163	98.2%
ライフライン	27	3	3	0	24	24	88.9%
要配慮者	35	5	4	1	30	31	88.6%
集客施設	55	18	8	10	37	47	85.5%
長期滞在	143	54	16	38	89	127	88.8%
その他	845	205	178	27	640	667	78.9%
合計	1,334	373	224	149	961	1,110	83.2%

※昭和56年以前の建築物であるが、耐震性ありと診断または耐震改修された建築物のこと

※市有の建築物データは、令和2年3月31日現在に基づき、集計した値です。

■市有建築物全体の耐震化の現状：「耐震性なし」と「耐震性あり」の割合



第4章 耐震化の目標

1. 耐震化の目標設定

(1) 国・県における耐震化の目標

国では住宅の耐震化率について、住宅 87% (平成 30 年) →95% (令和 7 年) を目標とする予定で、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は、74% (令和 2 年) →おおむね解消 (令和 7 年) を目標としています。

県では、住宅の耐震化率の目標を 95% (減災化した住戸を含む。)、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を 95%、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を 95%と設定しています。

	区分	現 状	目 標
国	住 宅	87% (H30)	95% (R7) (予定)
	耐震診断義務付け対象建築物	74% (R2)	おおむね解消
県	住 宅	86.7% (R2)	95% (R7)
	多数の者	89.9% (R2)	95% (R7)
	耐震診断義務付け対象建築物	61.7% (R2)	95% (R7)

(2) 伊勢崎市における耐震化目標

① 住宅

住宅については、市の現状の耐震化率が 88.3%となっております。

国、県における耐震化の目標及び市の実態を考慮し、令和 7 年度の住宅の耐震化率の目標を 95%に設定します。

	区分	現 状	目 標
伊勢崎市	住 宅	88.3% (R2)	95% (R7)

② 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の耐震化率は93.0%となっています。

特に多数の者が利用する市有建築物においては被災時の避難場所として利用することや、利用者が比較的多いことから先導して耐震化を図る必要があります。

県の目標が95%であることから同様に、令和7年度の多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を95%に設定します。



③ 市有建築物全体

市有建築物については、多数の者が利用する市有建築物以外の建築物であっても防災上重要な役割があるため、多数の者が利用する市有建築物を含めた市有建築物全体として、令和7年度の市有建築物全体の耐震化率の目標を95%に設定します。



④ 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物は、不特定多数の人が利用する大規模建築物であることや、地震時に通行を確保すべき道路沿道建築物であることから、国の目標がおおむね解消であることから同様に、令和7年度の耐震化率の目標をおおむね解消に設定します。



2. 取り組みの基本方針

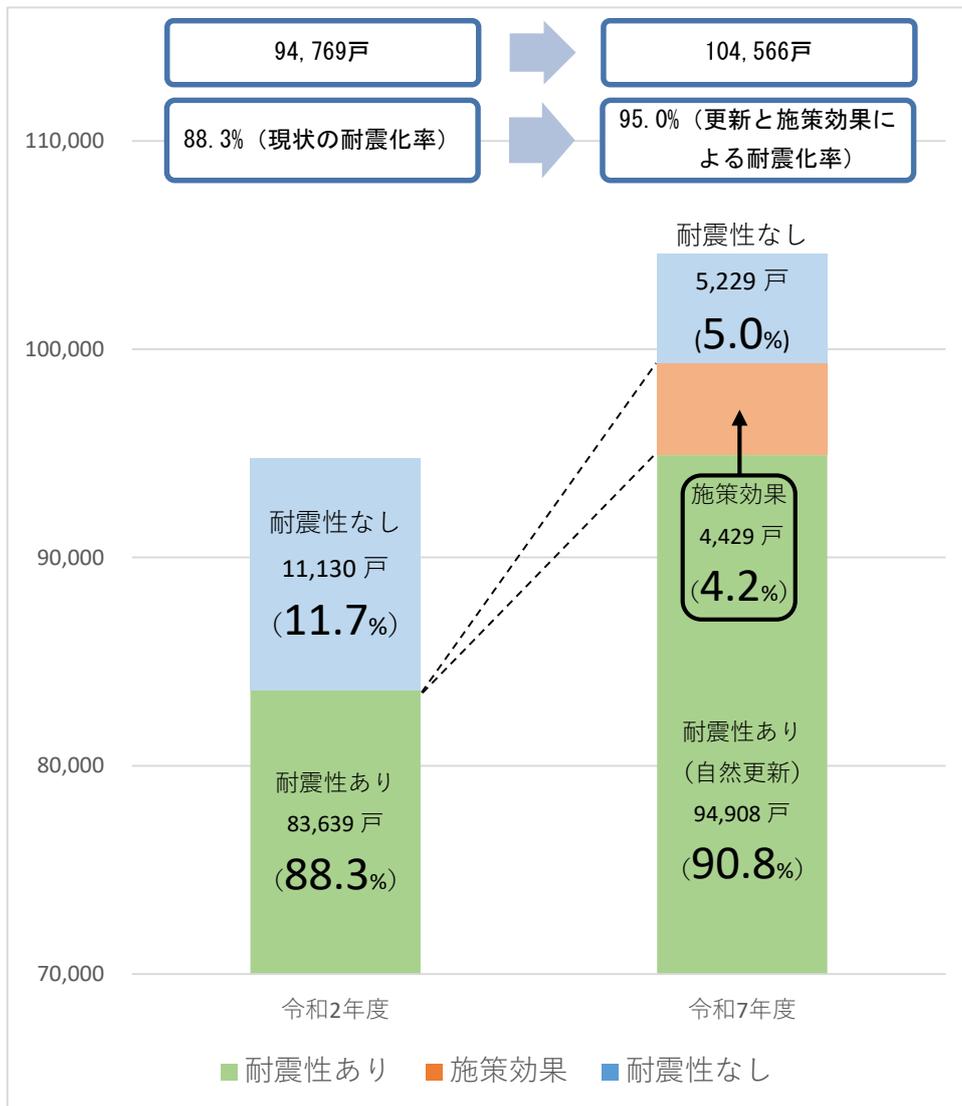
(1) 住宅における耐震化の目標

住宅において、建替えや除却等の自然更新による耐震化率は、令和7年度で90.8%と推計されます。耐震化率の目標である95%を達成するには、自然更新に加えて、目標年次までに4,429戸（年間886戸）の耐震化が必要です。

現状の耐震化率	自然更新による耐震化率の見込み	目標耐震化率	目標の達成に向けて
88.3% (83,639戸)	90.8% (94,908戸)	95%	4,429戸の耐震化が必要 (年間886戸)

※カッコ内は、耐震性のある住宅の戸数

■住宅における耐震化の目標



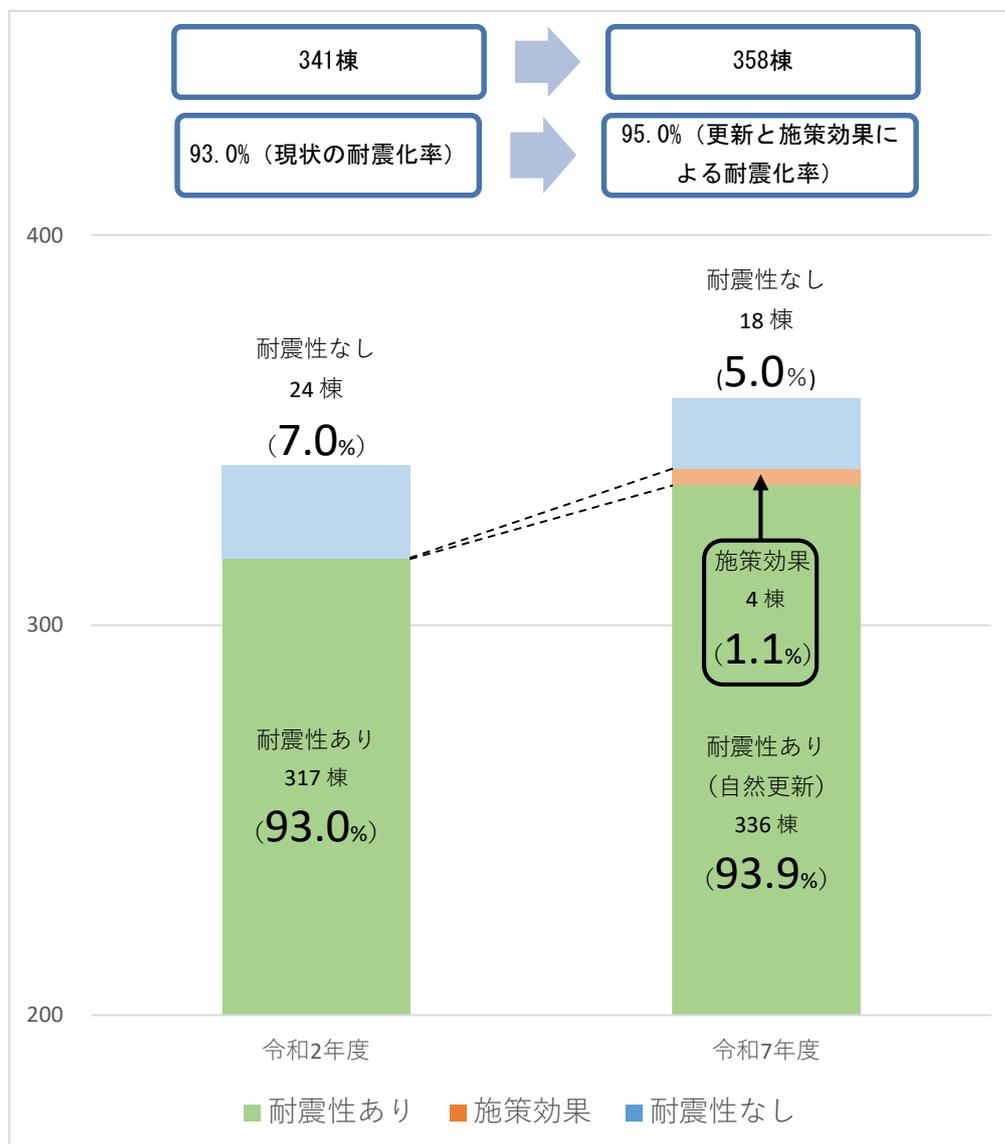
(2) 多数の者が利用する建築物における耐震化の目標

多数の者が利用する建築物において、建替えや除却等の自然更新による耐震化率は、令和7年度で93.9%と推計されます。耐震化率の目標である95%を達成するには、自然更新に加えて、目標年次までに4棟の耐震化が必要となります。

現状の耐震化率	自然更新による耐震化率の見込み	目標耐震化率	目標の達成に向けて
93.0% (317棟)	93.9% (336棟)	95%	4棟の耐震化が必要

※カッコ内は、耐震性のある多数の者が利用する建築物の棟数

■ 多数の者が利用する建築物における耐震化の目標



(3) 市有建築物における耐震化の取り組み

① 市有建築物の分類と耐震化目標

多数の者が利用する市有建築物については、市民の生命・財産を守る以外に、地震発生後の災害対策や避難・救助を図るための重要な役割があります。したがって、建築物の用途に応じて下表のように分類ごとの目標を設定します。

多数の者が利用する市有建築物における、災害対策拠点機能を持つ施設、救助・救急、医療等拠点機能を持つ施設、避難収容施設、ライフラインを支える施設、要配慮者が利用する施設、多数の市民が集まる施設及び滞在期間の長い施設は、耐震化率100%を目指します。

なお、多数の者が利用する市有建築物を含む市有建築物全体の耐震化率の目標は95%以上とします。

■市有建築物の分類と目標値

大分類		小分類	具体例	目標値※
多数の者が利用する市有建築物	Ⅰ. 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき市有施設	1 災害対策拠点機能関係	市庁舎（支所含む）、消防本部、水道局庁舎	100%
		2 救助・救急、医療等拠点機能関係	病院、消防署（消防分団含む）保健センター等	100%
		3 避難収容施設関係	避難所指定の学校、体育館、保育所、公民館等	100%
		4 ライフライン関係	上・下水道施設、ごみ処理施設等	100%
	Ⅱ. 震災時における被害防止の観点から整備すべき市有施設	5 要配慮者施設	児童館、老人福祉センター、障害者福祉作業所等	100%
		6 多数の市民が集まる施設	文化会館、図書館、資料館、プール、温泉施設、集会施設等	100%
		7 比較的滞在時間の長い施設	市営住宅、宿泊施設等	100%
	Ⅲ.その他	8 その他の市有施設	事務所、調理場、駐車施設、附帯施設（倉庫、機械室）等	100%
市有建築物全体				95%以上

※「目標値」とは、耐震化の目標を指します。

② 多数の者が利用する市有建築物における耐震化の取り組み

多数の者が利用する市有建築物において、耐震性のない建築物が現在 6 棟ありますが、目標の耐震化率を達成するため、目標年次までに 6 棟の耐震化が必要です。

③ 市有建築物全体における耐震化の取り組み

市有建築物全体で耐震性のない建築物は現在 1,334 棟ありますが、目標耐震化率 95%を達成するには、目標年次までに 166 棟の耐震化が必要です。

■市有建築物の耐震化の現状と目標値

区分	総数 a (棟)	昭和57年以降 b (棟)	昭和56年以前 c (棟)	左記のうち耐震性ありと診断又は耐震改修されたもの d (棟)	耐震化を図る必要がある建築物 e=c-d (棟)	現 状			目 標		
						耐震性あり f=b+d (棟)	耐震性なし g=e (棟)	耐震率化 h=f/a (%)	耐震化の必要な棟数	目標耐震化率	
多数の者が利用する市有建築物	災害対策	4	1	3	2	1	3	1	75.0%	1	100%
	救護対策	2	2	0	0	0	2	0	100.0%	0	100%
	避難対策	50	23	27	25	2	48	2	96.0%	2	100%
	ライフライン	1	1	0	0	0	1	0	100.0%	0	100%
	要配慮者	4	2	2	1	1	3	1	75.0%	1	100%
	集客施設	7	1	6	6	0	7	0	100.0%	0	100%
	長期滞在	67	42	25	24	1	66	1	98.5%	1	100%
	その他	2	0	2	1	1	1	1	50.0%	1	100%
	合 計	137	72	65	59	6	131	6	95.6%	6	
市有建築物全体	災害対策	5	1	4	3	1	4	1	80.0%	1	全体で 95%
	救護対策	58	46	12	1	11	47	11	81.0%	9	
	避難対策	166	94	72	69	3	163	3	98.2%	0	
	ライフライン	27	24	3	0	3	24	3	88.9%	2	
	要配慮者	35	30	5	1	4	31	4	88.6%	3	
	集客施設	55	37	18	10	8	47	8	85.5%	6	
	長期滞在	143	89	54	38	16	127	16	88.8%	9	
	その他	845	640	205	27	178	667	178	78.9%	136	
	合 計	1,334	961	373	149	224	1,110	224	83.2%	166	

※耐震化の必要な棟数には耐震診断が未実施の建築物も含まれているため、診断の結果によっては耐震改修が不要になる場合もあります。

※棟数は実数とし、自然更新による施設増減の推計は行っていません。

第5章

耐震化を促進するための施策

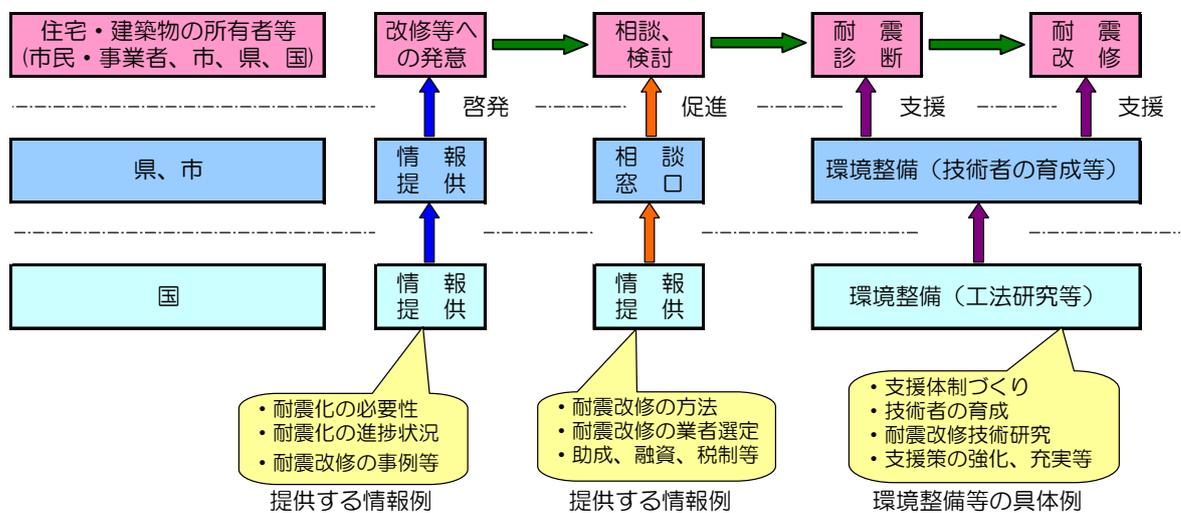
1. 耐震化の促進に係る基本的な方針

地震による建築物の倒壊は、その建築物を使用する人に対し、大きな被害を引き起こします。

また、個々の建築物の耐震化が進んでも周辺の建築物の耐震化が遅れれば、地震の発生時にその地域全体が被災してしまう可能性もあります。耐震性が不十分な建築物の耐震化を図り、地震災害による被害を減少させるためには、まず建築物の所有者等が自ら自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力のもと耐震化を進めることが重要です。

伊勢崎市は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援するため、耐震改修を進めるための環境整備や負担軽減のための制度の創設など、耐震化を促進するため必要な取り組みを総合的に進めていきます。

■耐震診断・耐震改修の促進イメージ



2. 耐震化を促進するための支援策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る窓口の設置

リフォームや増改築時に耐震改修を実施することは、別々に工事を行うよりも費用や工期の面でより効果的なものとなりうることから、耐震診断や耐震改修に関する情報提供の充実と各種相談等を受け付ける相談窓口の利用促進を図ります。

(2) 助成制度

耐震診断・耐震改修の義務者は建物所有者であることから、原則として所有者自らが耐震化を行う必要がありますが、耐震診断・耐震改修には相当な費用負担を要することから、この軽減を図ることが課題となっており、耐震診断費用補助制度・耐震改修費の一部補助制度を実施しています。

耐震診断及び耐震改修促進、減災化¹⁾促進のため、今後とも市民への周知を図り、制度のPRに努めていきます。

(3) 耐震改修促進法で創設された制度・措置の周知及び啓発

耐震改修促進法の改正により、耐震改修工事に係る容積率、建蔽率の緩和、建築物の地震に対する安全性の表示制度、区分所有建築物の議決要件の緩和措置が創設されたことから、引き続き市民への周知、啓発に努めます。

① 耐震改修工事に係る容積率、建蔽率等の緩和

耐震改修を行う際に、地震に対する安全性の向上のために必要で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、建蔽率・容積率の規定に適合しなくなることがやむを得ないと認められる場合には、建蔽率・容積率の特例措置が認められます。

② 建築物の地震に対する安全性の表示制度

建築物の所有者は、市から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができ、認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示することができます。

③ 区分所有建築物の議決要件の緩和

耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有に関する法律）に規定する共用部分の変更に関する決議要件が3/4から1/2超（過半数）に緩和されます。

1) 減災化：住宅全体の耐震改修より比較的安価な工事費で実施可能な耐震シェルターや耐震ベッドの設置により、耐震化によって安全性が確保できないとしても、地震の被害から命を守るため、地震による住宅への被害を軽減しようとするもの

(4) 伊勢崎市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

本計画に定めた目標の達成に向け、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とし伊勢崎市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを作成します。アクションプログラムでは、毎年度に実施する取組内容として、財政的支援や普及啓発等について記載し、前年度の取組実績について自己評価します。

① 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

昭和56年5月以前の住宅所有者あてに、ダイレクトメールを送付

② 耐震診断実施者に対する耐震化促進

耐震診断結果報告時に補助制度を説明、診断後一定期間後に働きかけ

③ 改修事業者の技術力の向上等

県と共同実施する講習会等の周知や改修事業者リストの公表

④ 一般市民への周知普及

広報誌、耐震相談ブース、インターネットを通じて各種事業などを周知

(5) 低コスト耐震改修方法の普及

木造住宅の低コスト耐震改修方法の周知を図るため、県が実施する講習会等の情報提供に努めます。詳細な耐震診断に基づく合理的な設計法や床や天井を解体せずに耐震改修をすることで、費用負担の軽減、工期短縮、生活への影響低減となり、耐震化が促進されるものです。

(6) 代理受領制度の検討

所有者の耐震化に係る費用の準備金の軽減を図るため、所有者に代わって建築士・施工者が補助金を受領する代理受領制度の導入を検討します。この制度の導入により、所有者は補助金を除いた金額のみ用意することで、耐震化に取り組むことができ、建築士・施工者が所有者に対して積極的な働きかけをすることが期待されます。

(7) 耐震補強設計補助等の検討

耐震改修に入る前の段階として耐震補強設計が必要となります。耐震改修補助と切り離れた耐震補強設計補助制度は、所有者が耐震改修実施の決断前でも設計に着手しやすくするため、耐震補強設計補助等の導入を検討します。

(8) 建替え・除却の促進

① 建替えの促進

耐震性がない住宅の中には、耐震改修に多額の費用を要するものもあり、耐震改修が進まない要因の一つでもあります。また、耐震化された住宅の大半は新築または建替えによるものが大半を占めていることから、耐震改修の促進を併せて、耐震性のない住宅の建替えを促進します。

② 除却の促進

耐震性がない空き家については、地震により倒壊した場合に、隣地に被害をもたらす恐れがあり、また倒壊により道路等を閉塞することで、周辺住民の避難に支障をきたすおそれもあることから、関係課と連携し空き家の除却を促進します。

3. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震防災に関する情報の提供

建築物の耐震化の必要性や、日常生活における安全対策等の取り組みについての普及を目的とした市民向けパンフレットを作成し配布するとともに、広報誌、インターネット、民間事業者が開催する住宅・建築関連行事等を幅広く活用し、耐震化の必要性についての普及・啓発に努めます。

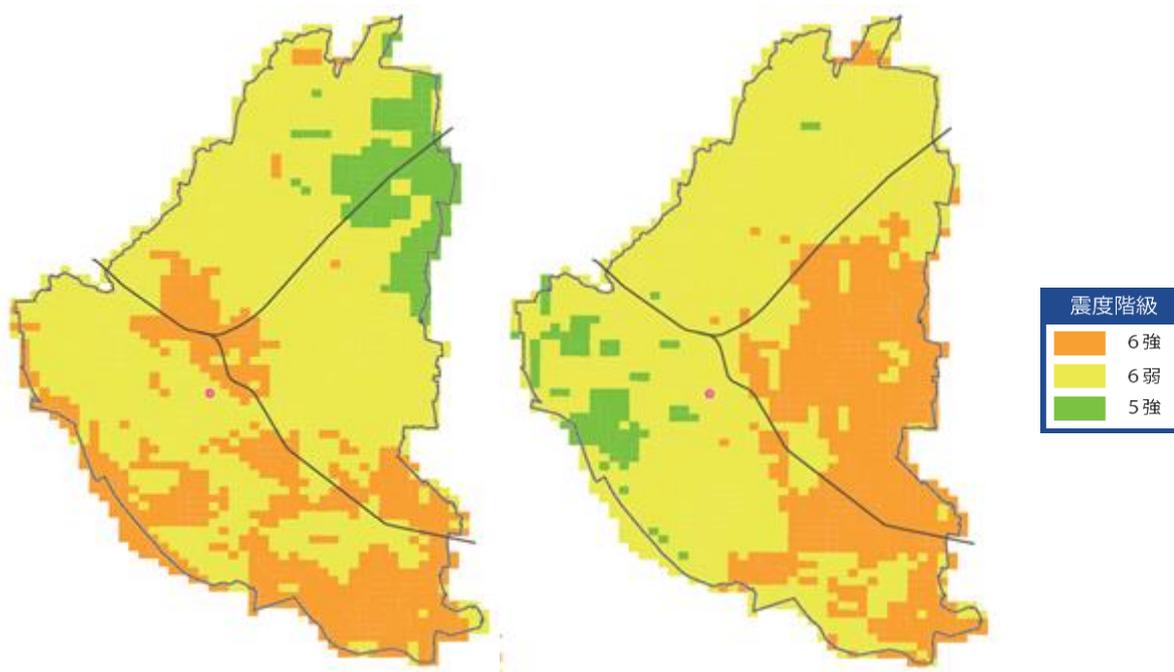
(2) 地震防災マップの作成・公表

想定される地震による人的被害、建築物被害、ライフライン被害等を予測し、避難路や避難施設を含めて総合的にマップ化することは、市民の地震対策に関する意識の高揚を図り、地震防災対策を進める上で有効な手段となります。

伊勢崎市においては、「伊勢崎市地域防災計画」を策定し、避難場所、官公庁、消防署、警察署、病院などを表記した防災マップを全戸に配布しています。また、平成10年3月公表の群馬県地震被害想定に基づき、群馬県南東部を震源とするマグニチュード7.0の地震を想定した「ゆれやすさマップ（震度分布図）」と「地域の危険度マップ（建物全壊率に基づくマップ）」を作成・公表しました。

県は、最新の知見に基づき平成24年度に地震被害想定を見直しました。その結果をふまえ、市は、「揺れやすさマップ」「地域危険度マップ」に加え、「液状化マップ」を作成・公表することとしました。

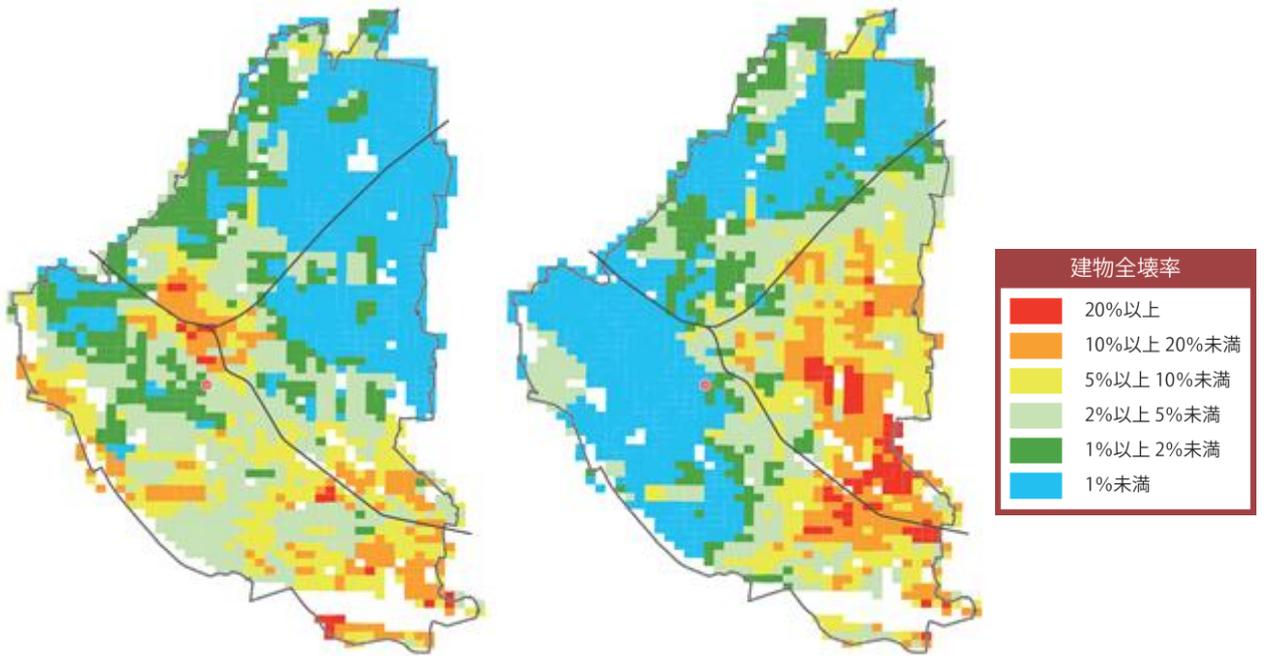
■震度分布（群馬県地震被害想定調査に基づく「揺れやすさマップ」）



関東平野北西縁断層帯主部
を震源とする地震

太田断層を震源とする地震

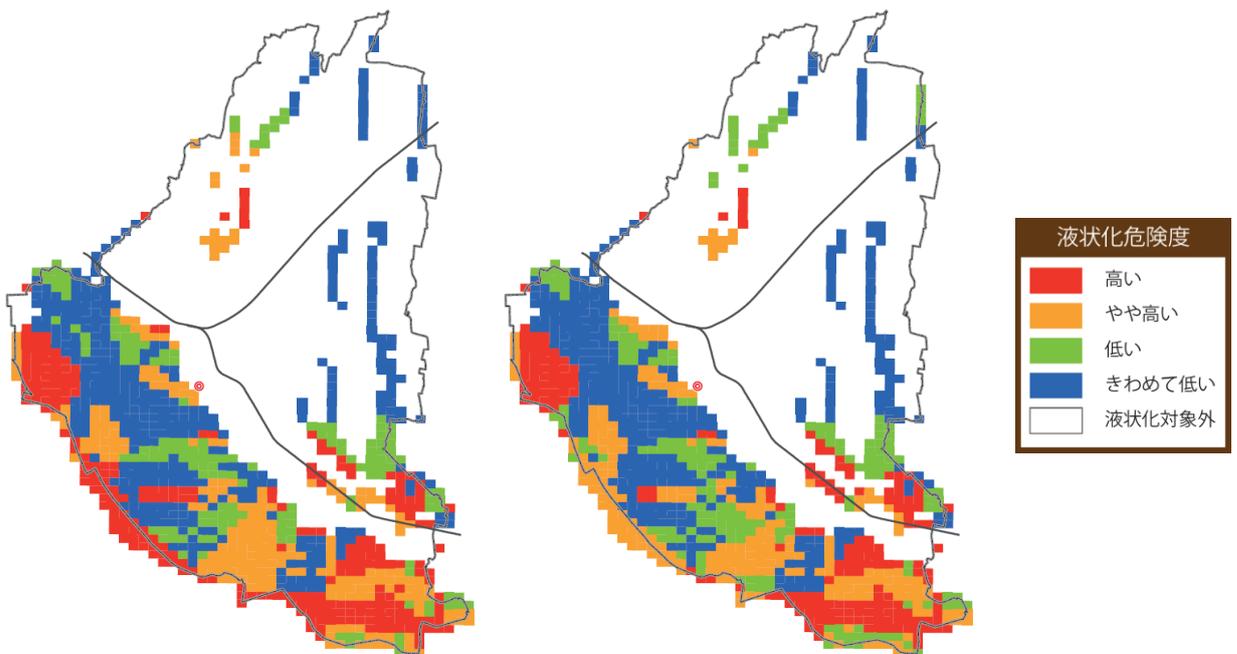
■建物全壊率分布（群馬県地震被害想定調査に基づく「地域危険度マップ」）



関東平野北西縁断層帯主部
を震源とする地震

太田断層を震源とする地震

■液状化危険度分布（群馬県地震被害想定調査に基づく「液状化マップ」）



関東平野北西縁断層帯主部
を震源とする地震

太田断層を震源とする地震

(3) リフォームに合わせた耐震改修、寝室・居室のみの耐震改修の促進

耐震改修を促進するためには、耐震改修単独で実施することよりも、リフォーム、バリアフリー化、設備の更新等の機会を捉えて同時に行うことが効果的であるため、リフォームと耐震改修を同時に行った場合のメリット等に関する情報提供、PRを関係課と協力し、積極的に行います。

また、住宅の耐震化に際しては金銭的な問題や各家庭の生活設計により、住宅全体の耐震化を躊躇される場合があります。その場合でも、最低限度、命を守るために寝室や居室に限った耐震改修を促進します。

(4) 専門技術者や事業者の育成

耐震診断を行う専門技術者や耐震改修工事を行う事業者に対して、建築関係団体が行う講習会等の周知、県と共同実施の耐震化に関する知識や技術の向上を目的とした講習会等を行い、技術者等の育成に努めます。

(5) その他、耐震改修を促進するための事項

耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及啓発を図ります。

① 新築の耐震化

新たに建築される住宅・建築物については、現行の耐震基準に従って適切に建築されるよう、建築基準法に基づく中間検査や完了検査を徹底します。

② 地震保険の活用

地震により建物が倒壊や損壊した際、地震保険に加入している場合、その再建が円滑に行うことが期待できること、また、一定の耐震性能を有する建物の場合には、地震保険料の割引制度があります。

地震保険の活用について、パンフレットの発行・配布等により普及啓発に努めます。

4. 総合的な安全対策

(1) ブロック塀等の倒壊防止

地震発生に伴いブロック塀や石積み擁壁等が倒壊すると、その下敷きになって死傷者が発生するほか、避難や救援活動のための通行に支障をきたすことがあります。

ブロック塀の倒壊の危険性について、パンフレット等の配布やホームページでの周知、所有者等からの依頼に応じた点検等の実施、必要に応じた改善指導等を引き続き行います。

(2) 落下物の安全対策

大規模な地震では建築物の倒壊だけでなく、窓ガラス、外壁材、看板等の損壊・落下による被害も起こります。福岡県西方沖地震（平成 17 年 3 月）では、市街地にあるビルの窓ガラスが割れ、道路に落下する事態が発生しました。

これらの被害に対して、地震時における建築物からの落下を防ぎ、安全性を確保するため、建築物の適正な維持管理の啓発、指導を図ります。さらに落下物防止対策の実施状況を把握するとともに、危険な建築物については所有者に対して改善指導を行います。

(3) 天井等の非構造部材の安全確認

宮城県沖地震（平成 17 年 8 月）及び東北地方太平洋沖地震（東日本大震災・平成 23 年 3 月）では、大規模空間の天井が崩落する事故が多数生じたことから、平成 25 年に建築基準法施行令が改正されました。

基準に適合していない建築物については、耐震改修等の大規模な修繕や定期検査時に基準に適合するように既存建築物の所有者や管理者に対して指導・助言を行います。

(4) エレベーター・エスカレーターの安全確保

千葉県北西部地震（平成 17 年 7 月）及び東北地方太平洋沖地震（東日本大震災・平成 23 年 3 月）では、多くのビルでエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じ込められる事故や、エスカレーターの脱落など多くの被害が発生しました。

これらの不安や混乱を避けるため、既設エレベーター、エスカレーターに関する安全性を確保するとともに、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて建物管理者や利用者に広く周知を図ります。

(5) 家具の転倒防止

家具が転倒することにより、負傷者が発生するほか、避難や救助の妨げになることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、家具の転倒防止に関するパンフレット等の配布により、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図ります。

5. 市有建築物の耐震化促進

(1) 市有施設の耐震化の推進

市有施設の耐震化については、下表に示す考え方を基本に、災害対策拠点機能関係施設、救助・救急、医療等拠点機能施設、避難収容施設関係施設などについて、大規模なものから優先的に推進しています。

特に、不特定多数の市民が利用する施設、市の災害応急活動の拠点となる庁舎、避難収容拠点となる教育施設等の防災上重要な建築物のうち、耐震診断の結果から地震時に倒壊又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物について優先的に耐震化を進めていきます。

なお、耐震化が必要な市有特定建築物のうち、避難所に指定している延べ面積 5,000 m²以上かつ 3 階建て以上の建築物の耐震改修については、大地震動後も構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている建築物として、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いとされる平成 18 年国土交通省告示第 184 号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項）第一の規定に基づく構造耐震指標の 1.25 倍となるように整備をしてきており、今後も同様に耐震性の確保に取り組んでいきます。

■市有施設の耐震化の考え方

大分類	小分類	耐震化の優先度	
		用途別	規模別
Ⅰ. 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき市有施設	1 災害対策拠点機能関係	特に優先度を定めない	大規模なものほど優先
	2 救助・救急、医療等拠点機能関係		大規模なものほど優先
	3 避難収容施設関係		大規模なものほど優先
	4 ライフライン関係		特に優先度を定めない
Ⅱ. 震災時における被害防止の観点から整備すべき市有施設	5 要配慮者施設	優先度高い	特に優先度を定めない
	6 多数の市民が集まる施設	↑ 優先度低い	特に優先度を定めない
	7 比較的滞在時間の長い施設		大規模なものほど優先
Ⅲ その他	8 その他の市有施設	特に優先度を定めない	特に優先度を定めない

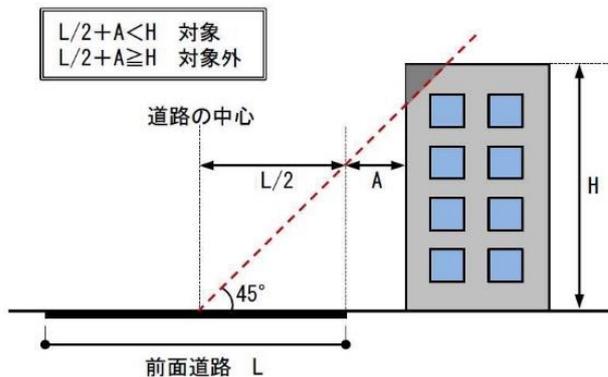
6. 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化促進

(1) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道建築物

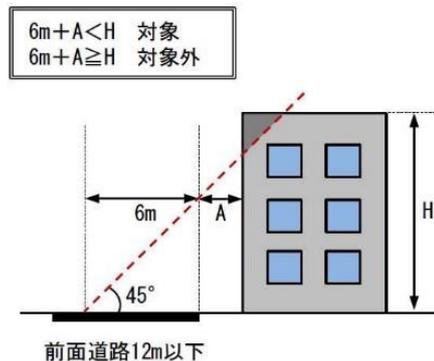
緊急輸送道路は大規模な地震等の災害が発生した場合に、多数の人が円滑に避難し、救命活動や物資輸送を行うための道路であるため、震災時に、建築物の倒壊により住民の避難や緊急車両の通行を妨げないよう、沿道建築物の耐震化を優先的に進める必要があります。

耐震改修促進法では、建築物が地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難が困難とすることを防止するため、前面道路の幅員に対し一定の高さを有する建築物（以下、「通行障害建築物」という）のうち既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）であるもの（以下、「通行障害既存耐震不適格建築物」という。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、県または市の耐震改修促進計画において、地震発生時に通行を確保すべき道路（以下、「避難路」という。）を指定することができるものと規定されています。

(1) 前面道路の幅員が12mを超える場合



(2) 前面道路の幅員が12m以下の場合

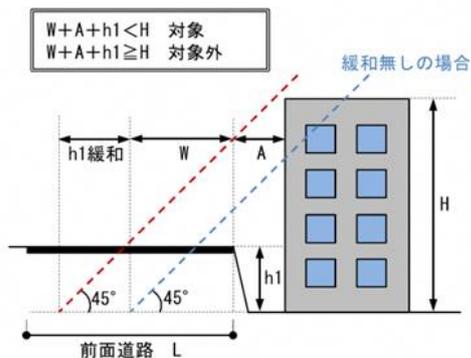


凡例 L：道路幅員、H：建築物の高さ、A：道路境界と建築物の距離

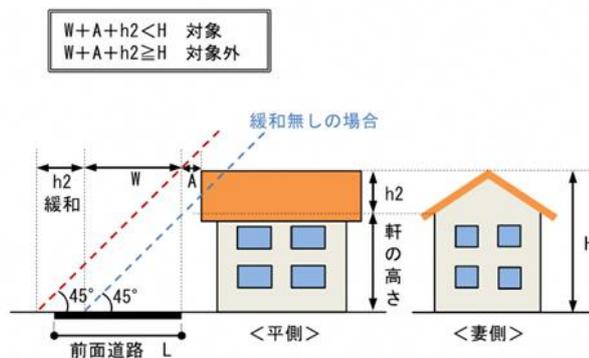
通行障害建築物の対象となる要件

また、避難路の指定に際しては、耐震改修促進法において、地方公共団体の規則に基づき、地形、道路の構造その他の状況に応じ、通行障害建築物の要件の緩和が可能とされており、群馬県においては避難路の指定は、次のとおり緩和の規定を設けられています。

緩和1：前面道路よりも敷地が低い場合



緩和2：建築物が木造の場合



凡例 L：道路幅員 W：L/2(最小で6m) H：建築物の高さ A：道路境界と建築物の距離
 $h1$ ：道路と敷地の高低差 $h2$ ：建築物の高さと軒の高さの差

通行障害建築物の要件の緩和

(2) 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化の推進

① 耐震診断義務付け道路

群馬県耐震改修促進計画においては、通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するため、第1次群馬県緊急輸送道路のうち、特に重要な広域ネットワークを形成している道路が、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づく避難路（「耐震診断義務付け道路」という。）として令和2年4月1日指定され、当該道路沿道の通行障害建築物は、耐震診断義務付けの対象となりました。

この指定に伴い、市への耐震診断の結果の報告期日は、令和5年3月31日となり、この報告期日後、市において、耐震診断の結果の公表を行います。

市内には耐震診断を行う必要がある対象建築物が立地することから、県と連携した補助事業により、耐震診断を行う建物所有者への支援を行い、耐震化を促進します。

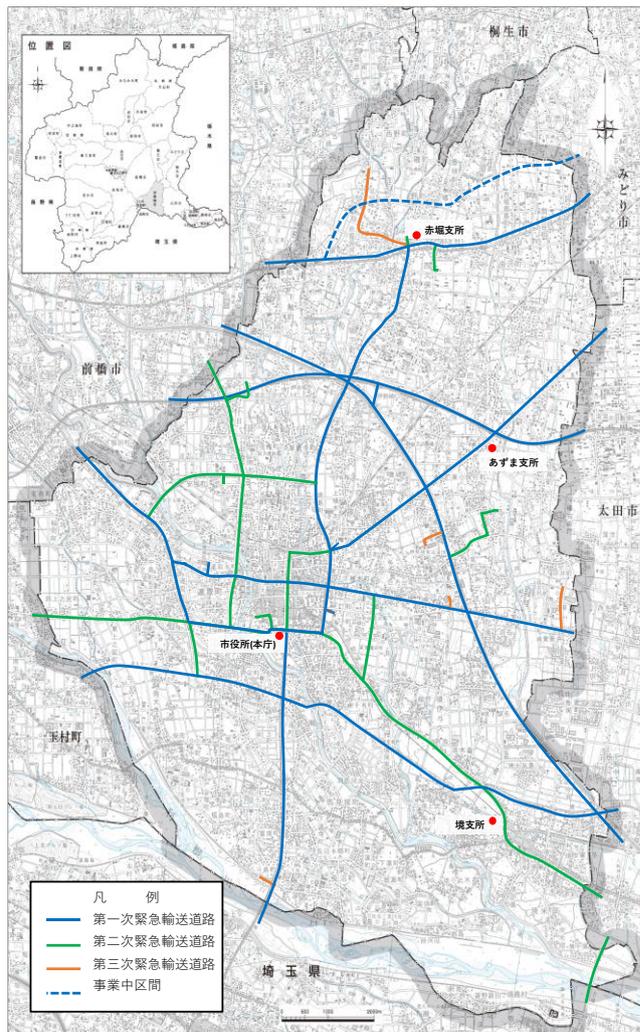
② 耐震化努力義務道路

耐震診断義務付け道路を除く群馬県緊急輸送道路については耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づく避難路（耐震化努力義務道路）に指定され、当該道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（建物）は、耐震診断や耐震改修の努力義務が課され、市は必要な場合に所有者に対して指示を行えることになりました。

市では、対象建築物の調査及び特定を行って、県と連携して建物所有者に対する耐震診断や耐震改修の普及啓発に取り組みます。

伊勢崎市内の避難路として指定されている道路は以下の表となります。

■地震発生時に通行を確保すべき道路（避難路）



区分	路線名	道路種別	道路管理	備考
第1次	北関東自動車道	高速自動車国道	東日本高速	耐震診断義務付け道路
	一般国道17号	一般国道	国土交通省	
	一般国道50号	一般国道	国土交通省	
	一般国道354号	一般国道	県	
第1次	一般国道462号	一般国道	県	耐震化努力義務道路
	伊勢崎本庄線	主要地方道	県	
	高崎伊勢崎線	主要地方道	県	
	桐生伊勢崎線	主要地方道	県	
	伊勢崎大間々線	主要地方道	県	
	伊勢崎市道(伊)102号線	市町村道	市町村	
伊勢崎市道(伊)211号線	市町村道	市町村		
伊勢崎市道(伊)4-650号線	市町村道	市町村		
第2次	前橋館林線	主要地方道	県	
	伊勢崎深谷線	主要地方道	県	
	高崎伊勢崎線	主要地方道	県	
	足利伊勢崎線	主要地方道	県	
	桐生伊勢崎線	主要地方道	県	
	伊勢崎大間々線	主要地方道	県	
	伊勢崎大胡線	主要地方道	県	
	鍋貫飯塚線	一般県道	県	
	堀木島大間々線	一般県道	県	
	香林羽黒線	一般県道	県	
	大原境三ツ木線	一般県道	県	
	伊勢崎市道(伊)102号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道(伊)103号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道(伊)218号線	市町村道	市町村	
伊勢崎市道(伊)1-504号線	市町村道	市町村		
伊勢崎市道(伊)4-15号線	市町村道	市町村		
伊勢崎市道(伊)4-540号線	市町村道	市町村		
伊勢崎市道(伊)4-549号線	市町村道	市町村		
伊勢崎市道(赤)112号線	市町村道	市町村		
伊勢崎市道(赤)4-127号線	市町村道	市町村		
伊勢崎市道(境)109号線	市町村道	市町村		
伊勢崎市道(東)2-154号線	市町村道	市町村		
第3次	三夜沢固定停車場線	一般県道	県	
	伊勢崎市道(伊)8-181号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道(伊)8-194号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道(境)101号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道(境)104号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道(東)3-110号線	市町村道	市町村	
伊勢崎市道(東)3-151号線	市町村道	市町村		

7. 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための体制づくり

住宅・建築物の所有者等と市、県、国及び建築関係団体(建築士及び施工者)は、それぞれ次の役割分担の下、相互に連携かつ役割分担を図りながら建築物の耐震診断・改修の促進に努めます。

(1) 住宅・建築物の所有者等の役割

【地震への備え】

- ① 耐震性への関心、耐震化の重要性に関する理解
- ② 耐震診断または耐震改修の実施
- ③ ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス等の飛散防止、家具の転倒防止

(2) 市、県及び国の役割

【共通】

- ① 耐震改修等の促進に関する基本方針・計画の策定
- ② 費用負担の軽減策等の充実
- ③ 相談体制の整備及び情報提供の充実
- ④ 専門家・事業者の育成及び技術開発
- ⑤ 法に基づく指導等の実施

【市】

- ① 耐震改修促進計画の策定
- ② 耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実
- ③ 市計画の進捗状況の把握、報告
- ④ 市有建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な実施
- ⑤ 行政・建築関係団体・地域組織・民間建築物の所有者団体等との連携、地域組織への支援

【県】

- ① 市耐震改修促進計画への助言及び技術的支援
- ② 県計画の進捗状況の把握
- ③ 県有建築物の耐震診断・耐震改修の計画的実施
- ④ 行政・建築関係団体・民間建築物の所有者団体等との連携

【国】

- ① 耐震診断・耐震改修に係る助成制度や融資制度の充実
- ② 耐震診断・耐震改修に係る税金の軽減
- ③ 相談体制の整備及び情報提供の充実
- ④ 専門家・事業者の育成及び技術開発
- ⑤ 国有建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な実施

(3) 建築関係団体（建築士及び施工者）

【住宅・建築物の所有者等への支援】

- ① 相談体制の整備及び情報提供の充実
- ② 専門家・事業者の育成及び技術開発
- ③ 行政・建築関係団体・民間建築物の所有者団体との連携

8. 特定既存耐震不適格建築物等の所有者に対する指導等の実施

伊勢崎市は、特定既存耐震不適格建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して耐震診断・耐震改修を的確に実施することが必要と認めた場合は、当該特定既存耐震不適格建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して必要な指導・助言を行います（法第12条第1項、法第15条1項、附則第3条第3項）。

一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物及び耐震診断義務付け対象建築物について、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・耐震改修が実施されていないと認めるときは、当該特定既存耐震不適格建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して必要な指示を行います（法第12条第2項、法第15条第2項、附則第3条第3項）。

さらに、指示を受けた特定既存耐震不適格建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わない場合は、社会的責任を果たさないものとしてその旨を公表していきます（法第12条第3項、法第15条第3項、附則第3条第3項）。

なお、公表にあたっては、当該指示に従わずに耐震診断・耐震改修が行われないことが、その利用者や周辺住民に対して危険性を有することを明確に示したうえで実施します。

指示・公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震診断・改修を実施しない場合には、次のとおり勧告・命令を行います。

- (1) 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、所有者に対し勧告、命令を行います。（建築基準法第10条第1項、第2項）
- (2) 構造上主要な部分の安全性について保安上著しく危険であると認められる建築物については、所有者に対して命令を行います。（建築基準法第10条第3項）

【指導及び助言の方法】

耐震化の必要性、耐震診断及び耐震改修の実施に関する説明や文書の送付を行います。

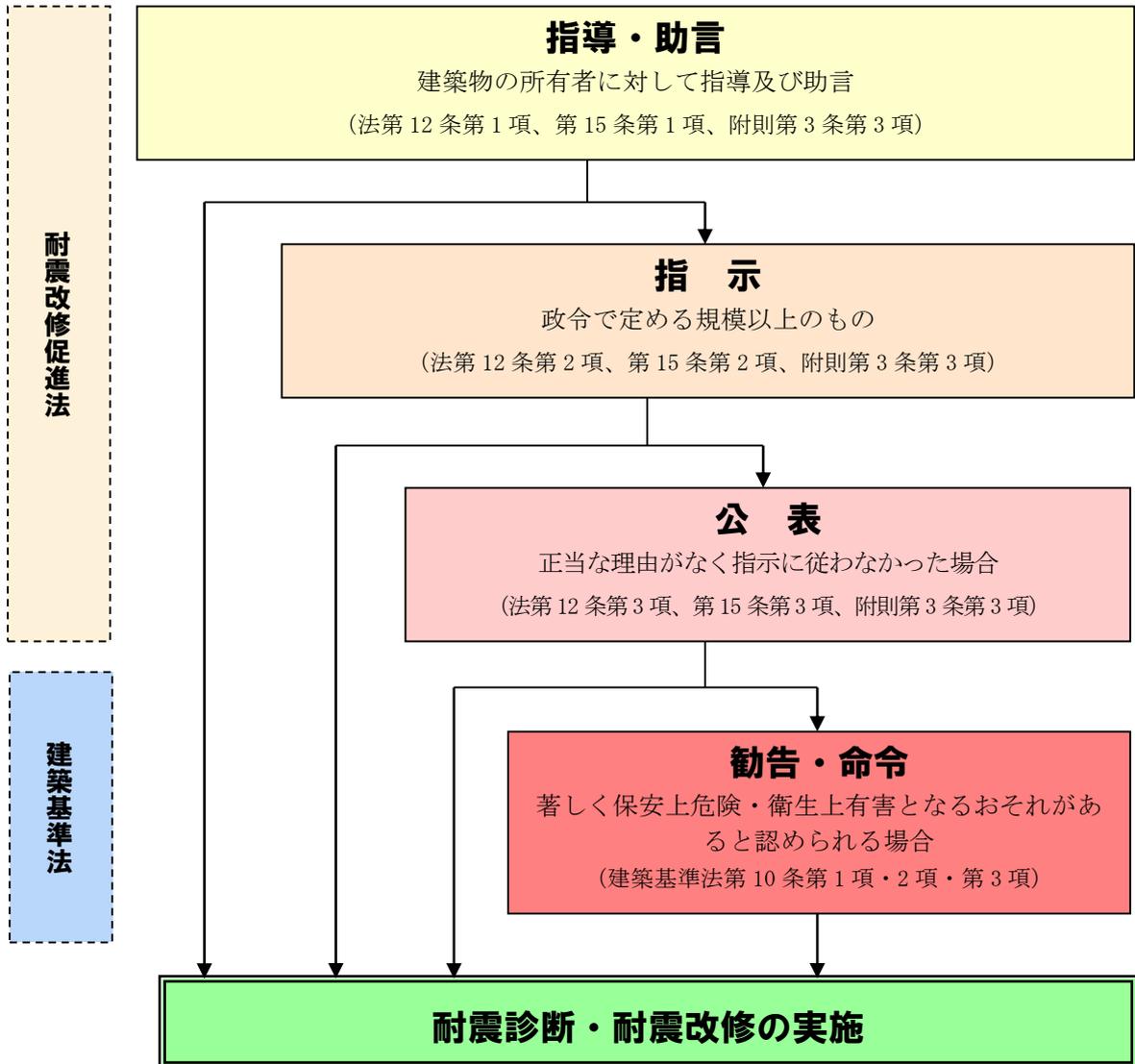
【指示の方法】

耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書の交付などにより行います。

【公表の方法】

法に基づく公表であることを明確にするとともに、市の広報やホームページへの掲載などにより行います。

■耐震診断及び耐震改修に関する指導等の流れ



第6章

その他耐震改修等を促進するための事項

1. 新築建築物の耐震化の徹底

新築される住宅・建築物については、現行の耐震基準に従って適切に建築されるよう、建築基準法に基づく中間検査や完了検査を徹底します。

2. 定期報告制度との連携

建築基準法第12条に基づき、特殊建築物の所有者は資格者による建築物の調査を行い、その結果を定期的に市（特定行政庁）に報告しなければなりません。その際、調査者は当該建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を調査し、報告することとなっています。

このことから定期報告制度を活用し、特殊建築物の耐震診断及び耐震改修の状況の把握に努めるとともに、地震発生時に落下の危険性のある窓ガラスや屋外看板などの安全対策についても指導を行います。

参 考 資 料

目 次

資料-1	
○ 特定既存耐震不適格建築物	資料-1
資料-2	
○ 耐震改修促進法における規制対象一覧	資料-3
資料-3	
○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律	資料-4
資料-4	
○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）	資料-10
資料-5	
○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（抜粋）	資料-16
資料-6	
○ 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）（抜粋）	資料-17

資料－１

○特定既存耐震不適格建築物

① 多数の者が利用する建築物（法第 14 条第 1 号）

政令 第 6 条 第 2 項	用途		規模
第 1 号	幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 床面積 500 ㎡以上
第 2 号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数 2 以上かつ 床面積 1,000 ㎡以上
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類する施設 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設		階数 2 以上かつ 床面積 1,000 ㎡以上
第 3 号	学校	第 2 号以外の学校	階数 3 以上かつ 床面積 1,000 ㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
	病院、診療所		
	劇場、観覧場、映画館、演芸場		
	集会場、公会堂		
	展示場		
	卸売市場		
	百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		
	ホテル、旅館		
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
	事務所		
	博物館、美術館、図書館		
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
第 4 号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 床面積 1,000 ㎡以上

② 危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物（法第 14 条第 2 号）

政令 第 7 条 第 2 項	危険物の種類		数量
第 1 号	火薬類	火薬	10 t
		爆薬	5 t
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
		銃用雷管	500 万個
		実包若しくは空砲、信管若しくは火管、 又は電気導火線	5 万個
		導爆線又は導火線	500 k m
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 t
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区 分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
第 2 号	石油類	消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物（石油類を除く）	危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別 の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び 性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表 の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
第 3 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に 規定する可燃性液体類		30 t
第 4 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に 規定する可燃性液体類		20 m ³
第 5 号	マッチ		300 マッチトン *
第 6 号	可燃性ガス （第 7 号、第 8 号に掲げるものを除く）		2 万 m ³
第 7 号	圧縮ガス		20 万 m ³
第 8 号	液化ガス		2,000 t
第 9 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物 （液体又は気体のものに限る）		20 t
第 10 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する毒物 （液体又は気体のものに限る）		200 t

* マッチトンはマッチの計量単位、1 マッチトンは、波型マッチ（56×36×17 mm）で 7,200 個、約 120 kg

③ 地震時に通行を確保すべき道路沿いの建築物（法第 14 条第 3 号）

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物

資料－２

○ 耐震改修促進法における規制対象一覧

※義務づけ対象は旧耐震建築物

用途	特定既存耐震不適格建築物の要件（法14条）	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件（法15条）	耐震診断義務付け対象建築物の要件（法附則第3条・法第7条）		
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場尾面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場尾面積を含む。		
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上			
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上		
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
病院、診療所					
劇場、観覧場、映画館、演芸場					
集会場、公会堂					
展示場					
卸売市場					
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館					
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿					
事務所					
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの					
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上		
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
遊技場					
公衆浴場					
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの					
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗					
工場（危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く）					
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設					
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					
被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物（法第14条第2号）				政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物	階数1以上かつ500㎡以上
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第14条第3号）	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合6m超）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物（建築物に付属するブロック塀等を含む）		
防災拠点である建築物			耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物		

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

（平成七年十月二十七日）
（法律第百二十三号）
最終改正（平成三十年六月二十七日）
（法律第六十七号）

第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第十四条第三号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必

要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条

第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他の多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物であつて、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する

特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

附 則

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
- 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

（平成七年十二月二十二日）

（政令第四百二十九号）

最終改正（平成三十年十一月三十日）

（政令第二百三十三号）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項 に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号 から第十三号の二 までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項 に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項 に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号 イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項 に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項 に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項 に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条 に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号 に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項 に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号 に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号 の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号 に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項 の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号 に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号 イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項 に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）
- イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル
- ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当

する距離

- 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適當建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 診療所
 - 三 映画館又は演芸場
 - 四 公会堂
 - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
 - 一 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数が二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務

所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積千平方メートル

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物(石油類を除く。)
- 二 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス(次号及び第六号に掲げるものを除く。)

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)

- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。)とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭せん又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス(次号及び第八号に掲げるものを除く。) 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。) 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。) 二百トン

- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園又は小学校等
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐

震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（抜粋）

（平成七年十二月二十五日）
（建設省令第二十八号）
最終改正（令和二年三月三十一日）
（国土交通省令第二十二号）

（法第五条第三項第二号の国土交通省令で定める道路）

第二条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第三項第二号の国土交通省令で定める道路は、都道府県が同項の規定により同条第二項第二号に掲げる事項に同条第三項第二号に定める事項を記載しようとする場合にあっては当該都道府県知事が、市町村が法第六条第三項の規定により同条第二項第二号に掲げる事項に同条第三項第一号に掲げる事項を記載しようとする場合にあっては当該市町村長が避難場所と連絡する道路その他の地震が発生した場合においてその通行を確保することが必要な道路として認めるものとする。

（令第四条第一号及び第二号の国土交通省令で定める場合）

第三条 令第四条第一号及び第二号の国土交通省令で定める場合は、地形、道路の構造その他の状況により令第四条各号に定める距離又は長さによることが不適當である場合として、知事等（その敷地が都道府県耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物（以下この条において「都道府県計画道路沿道建築物」という。）にあっては都道府県知事をいい、その敷地が市町村耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物（都道府県計画道路沿道建築物を除く。）にあっては市町村長をいう。次条及び第四条の二において同じ。）が規則で定める場合とする。

（令第四条第一号の国土交通省令で定める距離）

第四条 令第四条第一号の国土交通省令で定める距離は、前条の規則で定める場合において、前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、知事等が規則で定める距離とする。

（令第四条第二号の国土交通省令で定める長さ及び距離）

第四条の二 令第四条第二号の国土交通省令で定める長さは、第三条の規則で定める場合において、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において知事等が規則で定める長さとする。

2 令第四条第二号の国土交通省令で定める距離は、第三条の規則で定める場合において、二メートル以上の範囲において知事等が規則で定める距離とする。

○ 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）（抜粋）

（保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言）

第九条の四 特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができる。

（著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

（報告、検査等）

第十二条 第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物（以下この項及び第三項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第三項において「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造について

の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第三項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

2～9 省略

第3期 伊勢崎市耐震改修促進計画（2021-2025）

令和3年4月

発行・編集 伊勢崎市

〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町2-410

TEL 0270-24-5111（代表）

URL <http://www.city.isesaki.lg.jp>